

# 豊川市まちなか居住補助金 該当エリア確認方法

- 1 豊川市ホームページ「はじめませんか とよかわ暮らし ～豊川市まちなか居住補助金のご案内～」のページから、「わがまち地図情報～きらっと☆とよかわっ！ガイドマップ～」をクリック。

地域拠点 小坂井地区



詳細はこちらをご覧ください。(PDF: 673KB)

※都市機能誘導区域の詳細については、以下のページをご覧ください。

立地適正化計画について

※都市機能誘導区域は、～きらっと☆とよかわっ！ガイドマップ～で調べることができます。以下のマニュアルを参考に確認ください。

都市機能誘導区域確認方法マニュアル (PDF: 1,137KB)

**わがまち地図情報**  
きらっと☆とよかわっ！ガイドマップ～

クリック

- 2 掲載マップ一覧の中から都市計画情報を選択。「地図を表示する」をクリック。

ご利用上の注意 | ヘルプ

豊川市HPへ戻る

きらっと☆とよかわっ！ガイドマップ  
TOYOKAWA CITY GUIDE MAP

きらっと☆とよかわっ！ガイドマップとは...  
「きらっと☆とよかわっ！ガイドマップ」は、地図や画像を利用して豊川市の行政情報や地域情報をインターネットを通じて市民の皆様がわかりやすく公開・提供できるサイトです。  
「わがまち！ガイドマップ」は、地図や画像を利用して豊川市の主要な都市計画・屋外広告規制・立地適正化計画情報をインターネットを通じて市民の皆様がわかりやすく公開・提供するサイトです。

掲載マップ一覧

<input type="checkbox"/> 施設・地域情報	<input type="checkbox"/> 観光情報	<input type="checkbox"/> 防災情報	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画情報
<input type="checkbox"/> 医療・福祉情報	<input type="checkbox"/> バリアフリーマップ	<input type="checkbox"/> 道路・工事情報	<input type="checkbox"/> 下水道情報
<input type="checkbox"/> 固定資産税路線価情報	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財情報	<input type="checkbox"/> ふれあいサロンマップ	<input type="checkbox"/> 赤ちゃんの駅情報

# 豊川市まちなか居住補助金 該当エリア確認方法

## ③ システム利用環境や利用条件を確認。



システムご利用条件

ご利用に際しましては、以下の利用条件に同意の上お進みください。

**【ご利用環境】**

- 豊川市は、本システムがすべての利用者のコンピュータ上で正常に動作することを保証するものではありません。
- 本サイトで使用するブラウザは、Microsoft Internet Explorer 9.0以降あるいはFirefox 3.0以降、Google Chrome、Safari4以降を推奨します。それ以外のブラウザで表示できませんが、一部の機能が制限される場合があります。

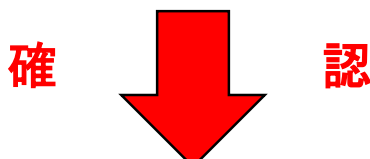
本システムは、地図や画像を利用して豊川市における行政情報や地域情報をインターネットを通じて住民の皆様に分かりやすく公開・提供するサイトです。

**【きらっととよかわっ! ガイドマップ利用条件】**

- 「きらっととよかわっ! ガイドマップ」(以下、「本サイト」と言う)は、利用者がコンピュータ端末上で地図に関する情報を閲覧することができるシステムです。
- 本サイトの利用は、著作権法に定める個人的な目的に利用する範囲に限らせていただきます。
- 本サイトに掲載のある内容を複製、販売や貸出しするなど、営利目的や商業目的に利用することはできません。
- データ更新や保守あるいは緊急事態などの発生した場合には、本サイトの一部または全部を予告なく変更したり中断したりすることがあります。
- 本サイトの内容については、作成時期や入力方法等により現状を正確に反映していない場合がありますので、権利義務が発生するおそれのある重要な事項への使用については、必ず豊川市の各担当課にご確認ください。
- 豊川市は、本サイトの利用によって発生する直接又は間接の損失、損害及び障害等について一切責任を負いません。
- 背景に表示している地図や画像は、土地の利用若しくは土地の境界を示すものではありません。
- 地図は、ブラウザ、印刷機等の特性から正確な縮尺での表示、印刷ができない場合があります。
- 地形図は、平成24年3月に撮影した航空写真を元に作成したもので、地域によっては現況が正確に反映されていない場合があります。
- 航空写真画像は、平成26年1月に撮影したものです。
- 背景に表示している地形図及び航空写真画像は豊川市が著作権を保有し、カラー地図については株式会社バスコおよび株式会社インクリメントPが著作権を保有しています。
- システムに関するお問い合わせ先は、豊川市企画部情報システム課(TEL.0533-99-2128)です。

**◆都市計画情報について◆**

- この都市計画地図情報は、都市計画に関する法定図面ではなく、都市計画その他の内容を証明するものではありません。参考図としてご利用ください。



## ④

- 背景に表示している地図や画像は、土地の利用若しくは土地の境界を示すものではありません。
- 地図は、ブラウザ、印刷機等の特性から正確な縮尺での表示、印刷ができない場合があります。
- 地形図は、平成24年3月に撮影した航空写真を元に作成したもので、地域によっては現況が正確に反映されていない場合があります。
- 航空写真画像は、平成26年1月に撮影したものです。
- 背景に表示している地形図及び航空写真画像は豊川市が著作権を保有し、カラー地図については株式会社バスコおよび株式会社インクリメントPが著作権を保有しています。
- システムに関するお問い合わせ先は、豊川市企画部情報システム課(TEL.0533-99-2128)です。

**◆都市計画情報について◆**

- この都市計画地図情報は、都市計画に関する法定図面ではなく、都市計画その他の内容を証明するものではありません。参考図としてご利用ください。
- この都市計画地図情報は、主として都市計画法に関する情報が記載されています。建築、開発、土地取引等に関する規制等の情報すべてが記載されているわけではありませんのでご注意ください。その他の法律に関する規制等の情報については、[こちら](#)をご参照ください。
- この都市計画地図情報は、土地の境界を示すものではありません。従って、申請その他の資料として用いることはできません。
- 都市計画情報は平成29年1月27日現在、都市計画基本図は平成24年3月現在のものです。
- 都市計画情報に関するお問い合わせ先は、都市計画課計画係(0533-99-2169)です。

**◆屋外広告物規制図について◆**

- 屋外広告物規制図は、愛知県屋外広告物条例による規制を示した参考図です。
- 規制内容及び申請等の手続き方法については、[こちら](#)をご覧ください。
- 屋外広告物規制図に関するお問い合わせ先は、都市計画課計画係(0533-99-2169)です。

**◆立地適正化計画 各誘導区域図について◆**

- 立地適正化計画 各誘導区域図は、豊川市立地適正化計画により指定した都市機能誘導区域、居住誘導区域を示した参考図です。
- 各誘導区域図は平成29年3月23日現在のものです。
- 豊川市立地適正化計画および届出制度については、[こちら](#)をご覧ください。
- 立地適正化計画に関するお問い合わせ先は、都市計画課建設総務係(0533-99-2147)です。

上記利用条件の全てに同意しますか？

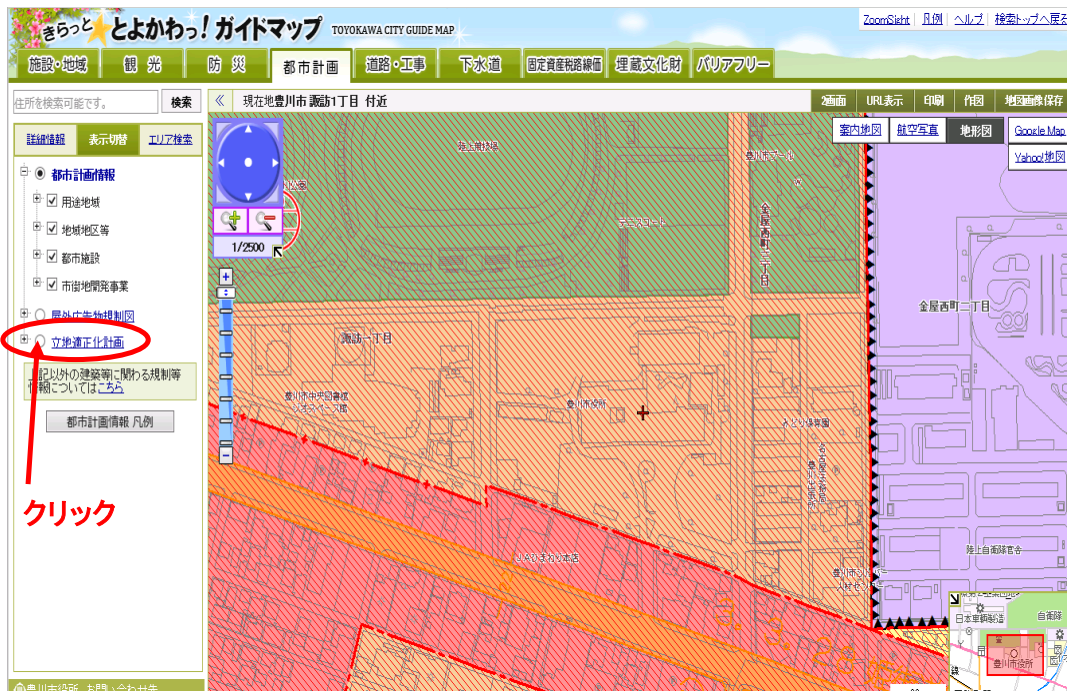
クリック

# 豊川市まちなか居住補助金 該当エリア確認方法

⑤ 調べたい住所を入力して検索。

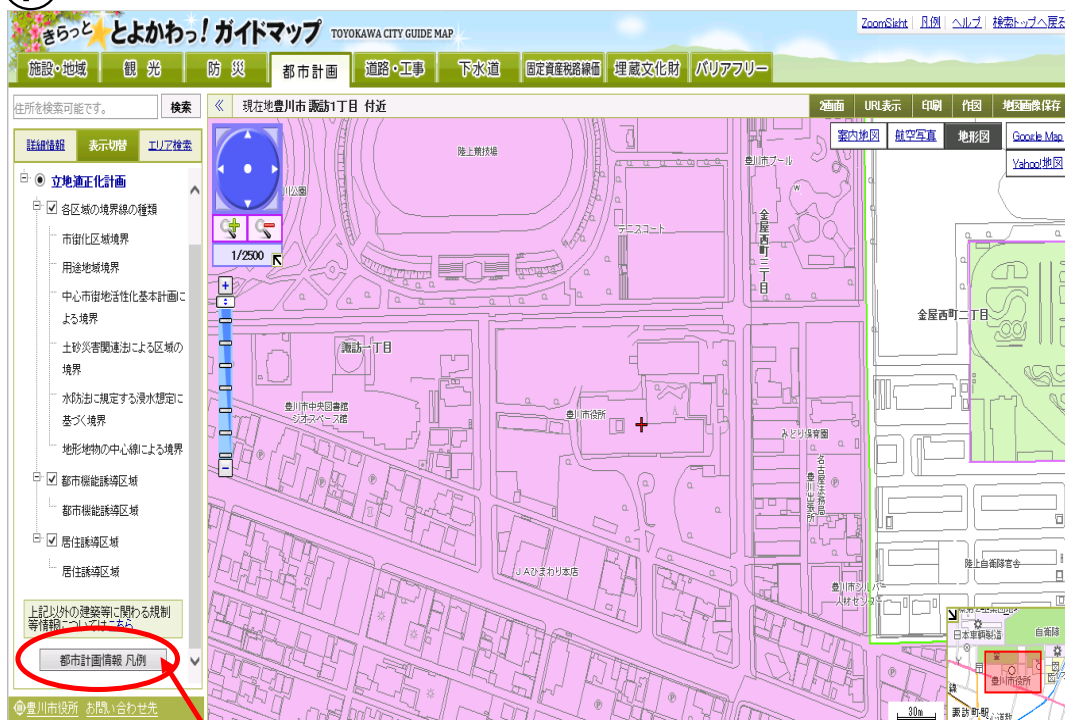


⑥ 「立地適正化計画」のボタンを選択。  
ボタンを選択することで、立地適正化計画の表示に切り替わります。  
また、他の都市計画情報もボタンを選択することで確認することができます。



# 豊川市まちなか居住補助金 該当エリア確認方法

## 7 「都市計画情報 凡例」をクリック。



クリック

## 8

設	都市計画公園・緑地	
	ポンプ場	
	ごみ処理場	
	都市計画火葬場	
市街地 開発事 業	市街地再開発事業	
	禁止地域 条例3条1項	
屋外広 告物規 制図 規制地 域等	禁止地域 条例3条1項 (第1種低層住居地域)	
	許可地域 条例5条2項(東名高速道路・新東名高 速道路・東海道新幹線)	
	許可地域 条例5条2項	
	許可地域 条例5条1項	
	許可地域 条例5条1項 (H22国勢調査人口集中地区)	
	禁止区間(鉄道)	
	禁止区間(道路)	
	許可区域のうち、禁止区間路端から100m (広告板、広告塔の設置不可エリア)	
各区域 の境界 線の種 類	市街化区域境界	
	用途地域境界	
	中心市街地活性化基本計画による境界	
	土砂災害関連法による区域の境界	
	水防法に規定する浸水想定に基づく境界	
	地形地物の中心線による境界	
	都市機 能誘導 区域	都市機能誘導区域
居住誘 導区域	居住誘導区域	

閉じる

平成29年1月2日以降に淡いピンク色で囲まれた箇所(都市機能誘導区域内)へ家屋を新築(また、分譲マンション・中古住宅を購入)された方が「豊川市まちなか居住補助金」に該当する可能性があります。

※市外に連続して5年以上住まれていた方が豊川市へ転入する場合等、その他条件がございます。

別途チラシや豊川市ホームページで「まちなか居住補助金」についてお知らせしています。ご不明な点は豊川市都市計画課建設総務係(TEL:0533-89-2147)へおたずねください。